

鳩山町の地域公共交通

地域公共交通網形成計画に基づき実証運行を行い
平成30年度に再編実施計画を策定します



町内循環バスは
31年3月まで
運行予定です

るなどのメリットがあります。町としては、補助金の獲得に向けた取り組みと同時に、利用者の増加に向けた取り組みを進めたいと考えていますので、公共交通の積極的な利用をお願いします。

▶問合せ 役場政策財政課 政策推進担当

☎ 296-1212

7月7日、町役場で「平成29年度第1回鳩山町地域公共交通会議」が開催され、デマンドタクシーや町内循環バスの運行状況の報告、町営路線バスの実証運行などについて話し合われました。

その中で、町内の公共交通の再編などを盛り込んだ「鳩山町地域公共交通再編実施計画」（以下、再編実施計画）については、実証運行期間中は国による認定を受けるための要件を満たすことができないなどの理由から、当初再編を予定していた平成29年10月から、平成31年春に延期する予定となりました。

今後の主な動きは下記のとおりですが、再編事業は平成28年3月に策定した「鳩山町地域公共交通網形成計画」（以下、網形成計画）に基づいて策定する、再編実施計画に位置付けた事業です。この再編実施計画は国による認定を受けることで、補助金が増額され

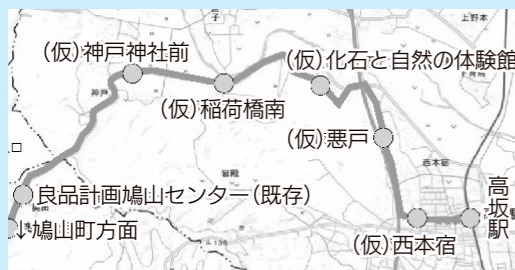
「鳩山町地域公共交通再編事業」今後の主な動き

※下記はあくまで予定です。今後、関係機関等と協議の上、進めていきます。

平成29年度

町営路線バス（高坂駅～上熊井線）
10月に東松山市内にバス停追加と
通勤・通学定期券を導入

4月から実証運行を開始した町営路線バスの停留所は、高坂駅と町内みのりの11ヶ所となっておりますが、10月からは東松山市内において、新たに5か所の停留所を増設します。（下図参照）



なお、増設するバス停のうち、「(仮)神戸神社前」からは、東松山駅行きのバスに乗り換えることができます。（当該バス停～東松山駅間の運賃100円）

また、時期は未定ですが、一部ダイヤの見直しや通勤・通学定期券を導入し、より良い運行となるように改善します。

平成30年度

9月に「再編実施計画」を策定

網形成計画の計画期間の中間年度にあたり、内容の検証や一部見直し等を行い、それに基づいて再編実施計画を策定し、国に認定申請します。

平成31年春から新たな運行形態がスタート

- ◆町営路線バス（北部線）の本格運行開始
越生駅東口開業に伴い、高坂駅～北部地域～越生駅東口間の運行が開始されます。
- ◆町営路線バス（南部線）の運行開始
高坂駅～福祉健康・多世代交流複合施設～保健センター間の運行が開始されます。
- ◆坂戸駅～大橋線の延伸について
日中の時間帯に数便を、福祉健康・多世代交流複合施設まで延伸します。
- ◆坂戸駅～大橋線の最終時刻の延長に向けた社会実験
事前に行う需要調査に基づき、最終時刻便を30分程度延長する社会実験を実施します。
- ◆町内循環バスの運行終了
路線バスの再編に合わせて、町内循環バスの運行が終了となります。

行政Toppers



役場の開庁時間
月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時15分
☎ 049-296-1211（代表）

参加無料
& 託児付

埼玉県女性キャリアセンター就職サポート県内キャラバン

女性のための就職支援セミナー

求人探し方や応募の際の留意点、チェックポイントを理解しながら、求人検索端末機の検索方法や、就職可能性のある求人を多く探し出す方法を学びます。

▼対象 就職を考えている女性（例えば、結婚・出産を機に退職したが、再就職したいと考えている子育て中の女性など）

▶日時 9月27日（水）午前10時～正午

▶会場 ひばり子育て支援センター

▶講師 埼玉県女性キャリアセンター キャリアカウンセラー

▶定員 24人（申込順）

▶参加費 無料

▶その他 雇用保険受給者で、ご希望の方には受講証

受講中は
お子さまを
別室で
お預かりします



セミナーでは、0歳児から利用できる無料の託児サービスを受け付けています。予約が必要となりますので、申し込み時にお申し出ください。

明書を発行します。

▶申込・問合せ 8月14日（月）から役場健康福祉課（☎ 296-1241、FAX 296-3390）まで。

居住費用
補助

最高で24万円の補助金

新婚生活のスタートを支援します

助成額

夫婦の平成28年分の所得合計額が、
340万円未満
⇒上限額は1世帯あたり **24万円**
340万円以上
⇒上限額は1世帯あたり **10万円**



町では、少子化対策、移住・定住促進対策として、新たに婚姻した世帯に対し、居住費・引越費用の一部（最高で24万円）を助成します。

▶対象となる世帯 次の条件すべてに該当する世帯。
①平成29年3月1日～平成30年2月28日の間に婚姻届を提出し、受理された世帯
②申請時に、夫婦ともに満40歳未満
③対象となる住居および夫婦の住

対象経費

平成29年3月1日～平成30年2月28日に生じた次の費用。
①町内での新規の**住宅取得費用**
②町内での新規の**住宅賃貸費用**（賃料など）
③婚姻に伴う**引越し費用**

民票が鳩山町にある世帯
④交付申請時において、鳩山町の町税および国民健康保険税の滞納がない世帯
⑤他の公的制度による家賃補助等や、過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けていない世帯

▶申請期限 平成30年3月30日（金）まで

▶申請方法 窓口で備え付けの申請書に必要書類を添えて提出（必要書類など、詳細は、町ホームページをご覧ください。）

▶問合せ 役場健康福祉課 子育て支援担当 ☎ 296-1241